

令和5年度 市税等納期限一覧表(牛久市)

※二次元コードのない納付書は、下記の金融機関または牛久市役所での納付をお願いします。

筑波銀行、常陽銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、水郷つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
令和5年 4月10日(月)	児童クラブ負担金(4月分)
4月26日(水)	介護保険料(1期)
5月1日(月)	固定資産税(1期) / 保育料・保育園給食費・住宅使用料(4月分)
5月10日(水)	児童クラブ負担金(5月分)
5月31日(水)	軽自動車税 / 給食費(4・5月分) / 保育料・保育園給食費・住宅使用料(5月分)
6月12日(月)	児童クラブ負担金(6月分)
6月26日(月)	介護保険料(2期)
6月30日(金)	市県民税(1期) / 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(6月分)
7月10日(月)	児童クラブ負担金(7月分)
7月26日(水)	後期高齢者医療保険料(1期)
7月31日(月)	固定資産税(2期)/国民健康保険税(1期)/下水道受益者負担金(1期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(7月分)
8月10日(木)	児童クラブ負担金(8月分)
8月28日(月)	介護保険料(3期) / 後期高齢者医療保険料(2期)
8月31日(木)	市県民税(2期) / 国民健康保険税(2期) / 保育料・保育園給食費・住宅使用料(8月分)
9月11日(月)	児童クラブ負担金(9月分)
9月26日(火)	後期高齢者医療保険料(3期)
10月2日(月)	国民健康保険税(3期)/下水道受益者負担金(2期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(9月分)
10月10日(火)	児童クラブ負担金(10月分)
10月26日(木)	介護保険料(4期) / 後期高齢者医療保険料(4期)
10月31日(火)	市県民税(3期) / 国民健康保険税(4期) / 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(10月分)
11月10日(金)	児童クラブ負担金(11月分)
11月27日(月)	後期高齢者医療保険料(5期)
11月30日(木)	国民健康保険税(5期) / 下水道受益者負担金(3期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(11月分)
12月11日(月)	児童クラブ負担金(12月分)
12月25日(月)	固定資産税(3期)/国民健康保険税(6期)/給食費(12月分)
12月26日(火)	介護保険料(5期)/後期高齢者医療保険料(6期)
12月28日(木)	保育料・保育園給食費・住宅使用料(12月分)
令和6年 1月10日(水)	児童クラブ負担金(1月分)
1月26日(金)	後期高齢者医療保険料(7期)
1月31日(水)	市県民税(4期) / 国民健康保険税(7期) / 下水道受益者負担金(4期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(1月分)
2月13日(火)	児童クラブ負担金(2月分)
2月26日(月)	介護保険料(6期)/後期高齢者医療保険料(8期)
2月29日(木)	固定資産税(4期)/国民健康保険税(8期)/給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(2月分)
3月11日(月)	児童クラブ負担金(3月分)
4月1日(月)	国民健康保険税(9期) / 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(3月分)

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・保育園給食費・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。



① 市税等の納付は、口座振替がおすすめです

口座振替は、納期限にご指定の口座から振替されますので、窓口に行く必要がなく納め忘れがなくなります。また、自動継続のため毎年の手続きは不要です。

◆ 申込方法

牛久市専用口座振替依頼書にご記入の上、取扱金融機関窓口にお申し込みください。牛久市専用口座振替依頼書は、牛久市役所または市内取扱金融機関窓口にございます。

◆ 取扱金融機関

筑波銀行	常陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行 (下水道受益者負担金を除く)	三井住友銀行	りそな銀行
埼玉りそな銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合
中央労働金庫	水郷つくば 農業協同組合	ゆうちょ銀行・ 郵便局

※各本支店から振替ができます。

◆ ご注意ください

- 振替開始日(解約)は、納期限の40日前までのお申し込みが必要です。
- 領収証書の発行はありません。預貯金通帳等での確認をお願いします。
- 軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は、6月中旬ごろ発送予定です。
- 確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月下旬ごろ発送予定です。
- 残高不足などの理由で振替ができなかった方には、口座振替不能通知書(納付書)を発行しますので、納付をお願いします。また、振替不能が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。



② コンビニやスマホアプリでも納付できます

取り扱い可能なコンビニや、利用可能なスマホアプリは納付書裏面でご確認ください。



※取り扱い可能なコンビニは納付書裏面でご確認ください。

【取り扱い税目等】

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

◆ 下記に該当する場合は、コンビニ、スマホアプリでの納付ができません。

- バーコードの印字がない場合または、印字されていても読み取りできない場合。
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合。
- 市県民税(普通徴収)・固定資産税(都市計画税を含む)を全期前納する場合。
- 納付書記載の「ゆうちょ銀行等取扱期限」を過ぎた場合。

◆ スマホアプリでの納付における注意事項

- 領収証書は発行されませんので、アプリ内の取引履歴等でご確認ください。
- 納付書が手元に残りますので、重複納付にご注意ください。
- 軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は6月中旬ごろに発送予定です。



③ 軽自動車をお持ちの方へ

5月中旬発送の納税通知書兼領収証書以外には継続検査(車検)用の納税証明書は付いておりません。継続検査(車検)用の納税証明書が必要な場合は、領収証書を持参のうえ牛久市総合窓口課で継続検査(車検)用の納税証明書(無料)の請求をお願いします。



④ 前納報奨金制度について

固定資産税・都市計画税について、1期の納期限までに全額を納めた場合に限り、前納報奨金制度があります。※交付率0.2%とし、限度額は5万円です。

【問い合わせ】 収納課 ☎ 内線1061、1062